

第5 非常用エレベーターについて

1. 設置対象

- (1) 建築物の部分によって地盤面が異なる場合は、低い地盤面を基準として非常用エレベーターを設置すること。(図1参照) また、階高が異なる建築物が複数棟接続され、1棟となっている場合は、31mを超える棟の部分には非常用エレベーターの設置が必要であること。(図2参照)

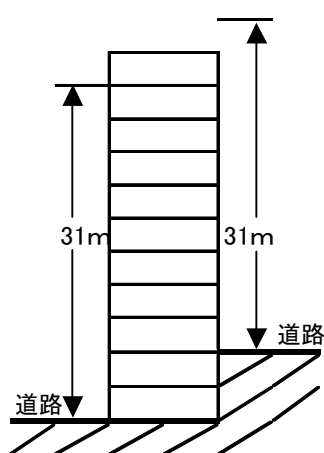
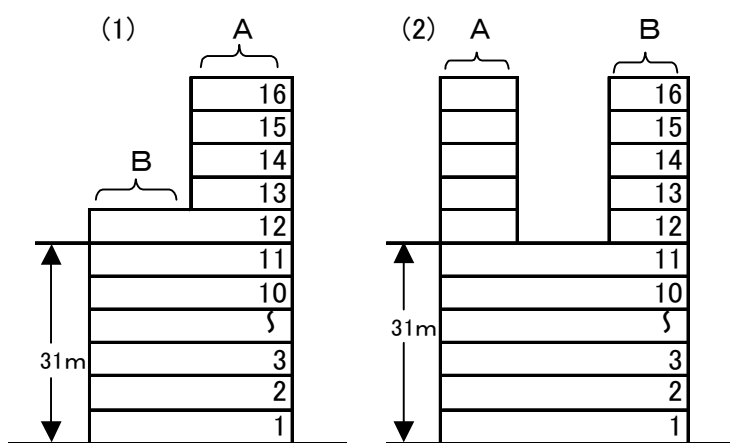


図 1



- (1) A, B部分に各1台
ただし、12階以下が避難上及び消火活動上有効であると認められる場合はA部分のみに設けることができる。
- (2) A, B部分に各1台

図 2

- (2) 高さ31mを超える部分の階数が4以下で、当該部分を100m²以内に防火区画(建基政令第129条の13の2第3号の規定に定めるもの)されたものであっても、病院、ホテル、社会福祉施設等の就寝施設を有するものには、非常用エレベーターを設置すること。

2. 設置台数

非常用エレベーターの数は、高さ31mを超える部分の床面積が最大の階における床面積に応じて、次の表の数以上とすること。

	当該階の床面積	非常用エレベーターの数
(1)	1,500m ² 以下の場合	1
(2)	1,500m ² を超える場合	3,000m ² 以内を増すごとに(1)の数に1を加えた数

3. 非常用の昇降機の設置を要しない建築物

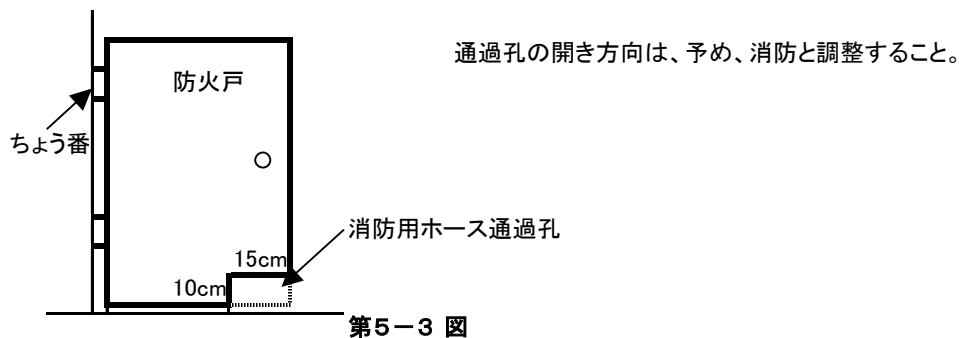
建基法第34条第2項の規定により非常用の昇降機の設置を要しない建築物は、建基政令第129条の13の2によるものであること。

4. 設置位置等

- (1) 非常用エレベーターは、消防車両及び防災センターから容易に到達できる位置とすること。また、可能な限り防災センターから容易に見通せる位置に配置すること。
- (2) 2基以上設ける場合には、避難上及び消火活動上有効な間隔を保って配置しなければならない。また、一方に偏在することなく、建築物の各部分から平均して到達する位置とすること。

5. 昇降ロビー

- (1) 昇降ロビーの大きさは、1台当たり10m²以上とし、特別避難階段附室兼用の場合は、15m²以上とすること。
- (2) 一般用エレベーターの昇降ロビーとは兼用しないこと。
- (3) 非常用エレベーターの昇降ロビーは、廊下及び特別避難階段以外の部分に直接通じていないこと。
- (4) 非常用エレベーター昇降ロビー及び特別避難階段の附室には、屋内消火栓、連結送水管の放水口を設置するとともに、区画された部分に防火戸が設けられている場合には、有効な消火活動を行うため、消防用ホース通過孔（縦：10cm以上 横15cm以上）をちよう番の反対側下部に設けること。なお、消防用ホース通過孔は、手動で開閉（常時閉鎖状態）できるものとし、蛍光性の塗色をし、容易に位置を確認できるようにすること。
（平成12年建設省告示第1360号第2の構造）



第5-3 図

- (5) 共同住宅、病院、ホテル及び社会福祉施設等に設ける非常用エレベーターについては、救急担架が収容可能（エレベーターのかごの奥行等を内法寸法で2m以上確保する。）なものであること。なお、5階以上の中高層建築物に一般のエレベーターを設置する場合にあっては、努めて準用するものであること。

6. 構造

建基政令第129条の13の3第12項の規定に基づき、非常用エレベーター構造は、次によること。

- (1) かご（構造上軽微な部分を除く。）は、不燃材料で造り、又は覆うこと。
- (2) 昇降路の出入口の戸（構造上軽微な部分を除く。）は、不燃材料で造り、又は覆うこと。（平成12年5月31日 建設省告示第1428号）
- (3) 非常用エレベーターは、耐震性を十分考慮すること。

7. 予備電源

非常用エレベーターの予備電源は、昭和45年建設省告示第1833号（改正 平成12年5月31日 建設省告示第1466号）に準じて設け、かつ、当該エレベーターを連続して長時間運転できるものであること。